

第25期 第3回 農業委員会総会審議結果

開催日時	令和5年9月28日(木曜日) 午後1時30分～午後2時15分			
開催場所	苫小牧市役所第二庁舎2階 北会議室			
出席農業委員	寒河江 一富	今泉 宏治	早勢 光明	野村 真理子
	嶺野 眞弓	堀 勝	中岡 亮太	
欠席委員				

審議事項

報告第1号 現況証明願いの専決処分について

番号	所在地番	登記地目	農地台帳地目	面積(m ²)	申請者	願出理由	確認結果	確認委員
1	苫小牧市 ときわ町 1丁目 7番4号	牧場	登録なし	294	■■■■市■■町 ■■丁目■■番■■号 土地家屋調査士 ■■ ■■ (■■ ■■)	地目変更の為	農地・採草 放牧地以外	農業委員 中岡 亮太 野村 真理子 堀 勝 嶺野 眞弓 推進委員 羽原 吉一 藤澤 純

審議結果 原案承認

議案第1号 現況証明願の下附について

NO	所在・地番	登記地目	農地台帳地目	面積(m ²)	申請者(所有者)	願出理由	調査結果	調査委員
1	苫小牧市 字植苗 38番6	牧場	登録なし	327	■■■郡 ■■■町■■■ ■■■番地■■■ ■■■■■■■■ ■■■■■■■■ (株) ■■■■■■■■■■■■■■ ■■■部長 ■■ ■■	地目変更の為	農地・採草 放牧地以外	(東地区) 農業委員 寒河江 一富 今泉 宏治 早勢 光明 推進委員 佐久間 貴子 田中 裕美子 溝口 憲昭 (西地区) 農業委員 野村 真理子 嶺野 眞弓 堀 勝 中岡 亮太 推進委員 羽原 吉一 藤澤 純 横山 裕二
2	字植苗 38番8	牧場	登録なし	327				
3	字美沢 443番4	畑	登録なし	24				
4	字錦岡 332番57	畑	登録なし	1,279				
5	字錦岡 332番60	畑	登録なし	400				
6	字錦岡 495番927	牧場	登録なし	117				
7	字錦岡 495番929	牧場	登録なし	126				
8	字錦岡 495番931	牧場	登録なし	136				
9	字錦岡 542番15	畑	登録なし	196				
10	字錦岡 542番16	畑	登録なし	361				
11	字糸井 466番13	畑	登録なし	169				
12	字樽前 395番4	畑	登録なし	34				
13	字樽前 395番8	畑	登録なし	84				
14	字樽前 395番11	牧場	登録なし	84				
15	字樽前 315番4	畑	登録なし	100				

審議結果 原案可決

議案第4号 樽前振興計画懇談会委員の推薦について

職名	樽前振興計画懇談会委員
任期	令和5年7月20日から令和6年3月31日まで (以後、年度毎に継続して委嘱)
推薦委員名	野村 真理子

審議結果

原案可決

議案第5号 苫小牧市農業経営基盤強化促進基本構想の変更に係る意見について

- ・農業経営基盤強化促進基本構想の主な概要について
- ・苫小牧市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正に係る新旧対照表

※別紙3

審議結果

原案可決

その他

- (1) 第4回農業委員会総会の開催について
10月27日(金)からの開催予定

第25期第3回農業委員会 議案第3号-1

申請者 (4条)	譲受 (借) 人 (5条)	譲渡 (貸) 人 (5条)	作成者
(有)■■■■■■■■■■■■■■■■	—	—	■■ ■■

1 立地基準

(1) 農地区分の半断

判 断 項 目	該 当
【農用地区域内農地】	
農業振興地域整備計画における農用地区域内にある農地	✓
【甲種農地】(市街化調整区域内にある農地で特に良好な営農条件を備えている農地)	
おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のうち、高性能農業機械による営農に適するものと認められる農地	—
農業公共投資後8年以内の農地	—
【第1種農地】(良好な営農条件を備えている農地)	
おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地	—
土地改良事業等の農業公共投資の対象となった農地	—
近傍の標準的な農地を超える生産をあげることができると認められる農地	—
【第2種農地】(市街地化が見込まれる区域内にある農地)	
鉄道の駅、市町村役場等からおおむね500m(区域の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超える場合は、その割合が40%となるまで1kmを限度に延長可)以内の区域内の農地	—
農業公共投資の対象となっていない小集団(おおむね10ha未満)の生産性が低い農地など	—
【第3種農地】(市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地)	
水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受でき、かつ、おおむね500m以内に2以上の教育施設等の公共公益的施設が存在している(住宅等の施設を誘引することが期待できるものに限る。)	—
申請地からおおむね300m以内に鉄道の駅、インターチェンジ、役場等が存在している	—
住宅、事務所等ほか公共公益的施設が連たんしている	—
街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている	—
都市計画法に規定する用途地域が定められている	—
土地区画整理法に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域	—

(2) 上記により判断した理由

(半断理由の根拠となった図面・資料等から確認)

苫小牧市農業振興計画で定めた農用地区域内にある農地であり、農地法第4条第6号第1号イに該当する「農用地区域内農地」である。

(3) 申請地以外に代替地がないと判断した理由

(特に第2種農地については、非農地や第3種農地に立地困難とした理由を含めて検討が必要)

2 一般基準

(1) 事業実施の確実性

確認項目	可否	備考
資力及び信用があると認められる	可	残高証明書
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意等を得ている（賃借権、抵当権、仮登記権など）	—	
申請に係る用途に遅滞なく供する見込みがある	—	
行政庁との免許、許可、認可等の処分の見込みがある	—	
法令（条例を含む）により義務づけられている行政庁との協議の進捗状況	可	畜産特例法による畜舎建設利用計画の申請中
申請地と一体的に事業に供する土地（非農地）の利用の見込みがある	—	
申請面積が事業の目的からみて適正であると認められる	可	
転用目的が土地の造成のみでない (宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性)	可	厩舎の建設

(2) 被害防除措置の妥当性

確認項目	可否	備考
土砂の流出又は崩壊等災害の発生させるおそれがない	—	
農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼさない	—	
集団的に存在する農地を蚕食又は分断するおそれがない	—	
周辺の農地における日照、通風等に支障を及ぼすおそれがない	—	
農道、ため池その他の農地の保全又は利用上必要な施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがない	—	

※ 必ず申請書に記載させ、妥当性の検討を行うこと。

(3) 一時転用

確認項目	可否	備考
事業終了後に確実に農地の復元がされること	—	
設定する権利が賃借権または使用貸借権であること	—	

(4) 市町村農業振興地域整備計画の変更手続き（該当する場合）

確認項目	決定(予定)公告日	備考
農振法の「市町村農業振興地域整備計画」の変更手続きの状況		
1 ha以下の農業用施設を建設する場合の軽微な変更手続きの状況	令和5年10月	

3 添付書類

(1) 必須の添付書類

書 類 等	備 考	チェック欄
法人の登記事項証明書 (法人の場合)	定款、寄付行為等に定められた目的、業務の確認	✓
定款又は寄付行為の写し (法人の場合)		✓
土地の登記事項証明書	全部事項証明書の原本 (要約書は不可) <u>転用面積は原則土地登記簿の地積による</u>	✓
地番図	公図 (地籍図) 等	✓
位置図及び付近の状況を表示する図面 (周囲を含めた現況地目図)	最新の図面であること 必要に応じ色塗り <u>「農地区分」が明確に判断できるもの</u>	✓
申請建築物又は施設の面積、位置及び施設間の距離を表示した図面	縮尺1/500~1/2,000程度	✓
これらの施設を使用するために必要な道路、用排水施設等の施設を表示した図面		✓
資力及び信用があることを証する書面	残高証明書、融資証明書等 必要に応じ過去の事業実績が確認できる書類	✓
所有者、地上権者等の同意書	所有権以外の権限で申請の場合は所有者同意書 地上権等の権利者がいる場合はその者の同意書 賃貸借の場合は農地法第18条関係書面	— — —
他法令の許認可等の書面	都市計画法、森林法、砂利採取法等に係る関係書面の写し等	✓
土地改良区の意見書	土地改良区域内の場合	—
水利権者、漁業権者等の同意等	取水・排水等で調整等を要する場合	—

(2) その他の添付書類

書 類 等	備 考	チェック欄
実測図等（一筆の一部を転用の場合）	所有権移転の場合は分筆後の申請を指導	✓
転用行為の妨げとなる権利者の同意書等	抵当権者等の同意書等	—
事業計画書		✓
転用面積の算定根拠		✓
被害防除計画		—
工事工程表		✓
土地利用計画図		✓
造成計画図（平面図、縦横断面図）		✓
取水・排水（雨水）等関係図面		—
農地以外の土地の利用関係書類	土地利用の契約又は同意書等の写し、関係機関等との協議経過書類	—
住民票	登記事項証明書と住所等が異なる場合	—
真正な権利者の証明 （戸籍謄本、遺産分割協議書写し、相続放棄書写し、相続系統図、印鑑証明又は同意書等）	相続未登記の場合	—
農地復元の関係書類 （砂利採取法等認可申請写し、埋戻土砂確保関係等書面（土量計算等）、関係図面（縦横断面図等）など）	一時転用の場合	—
農振整備計画に係る市町村の意見等	農用地区域内の一時転用の場合で、農振整備計画への支障がないことを確認	—
写真	現況写真、航空写真	—
その他	各法令に基づく許認可、告示等の写しなど	—

農地法第4条・第5条調査書

第25期第3回農業委員会 議案第3号-2

申請者 (4条)	譲受 (借) 人 (5条)	譲渡 (貸) 人 (5条)	作成者
(有)■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■	—	—	■■ ■■

1 立地基準

(1) 農地区分の半断

判 断 項 目	該 当
【農用地区域内農地】	
農業振興地域整備計画における農用地区域内にある農地	✓
【甲種農地】(市街化調整区域内にある農地で特に良好な営農条件を備えている農地)	
おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のうち、高性能農業機械による営農に適するものと認められる農地	—
農業公共投資後8年以内の農地	—
【第1種農地】(良好な営農条件を備えている農地)	
おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地	—
土地改良事業等の農業公共投資の対象となった農地	—
近傍の標準的な農地を超える生産をあげることができると認められる農地	—
【第2種農地】(市街地化が見込まれる区域内にある農地)	
鉄道の駅、市町村役場等からおおむね500m(区域の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超える場合は、その割合が40%となるまで1kmを限度に延長可)以内の区域内の農地	—
農業公共投資の対象となっていない小集団(おおむね10ha未満)の生産性が低い農地など	—
【第3種農地】(市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地)	
水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受でき、かつ、おおむね500m以内に2以上の教育施設等の公共公益的施設が存在している(住宅等の施設を誘引することが期待できるものに限る。)	—
申請地からおおむね300m以内に鉄道の駅、インターチェンジ、役場等が存在している	—
住宅、事務所等ほか公共公益的施設が連たんしている	—
街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている	—
都市計画法に規定する用途地域が定められている	—
土地区画整理法に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域	—

(2) 上記により判断した理由

(半断理由の根拠となった図面・資料等から確認)

苫小牧市農業振興計画で定めた農用地区域内にある農地であり、農地法第4条第6号第1号イに該当する「農用地区域内農地」である。

(3) 申請地以外に代替地がないと判断した理由

(特に第2種農地については、非農地や第3種農地に立地困難とした理由を含めて検討が必要)

2 一般基準

(1) 事業実施の確実性

確認項目	可否	備考
資力及び信用があると認められる	可	残高証明書
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意等を得ている（賃借権、抵当権、仮登記権など）	—	
申請に係る用途に遅滞なく供する見込みがある	—	
行政庁との免許、許可、認可等の処分の見込みがある	—	
法令（条例を含む）により義務づけられている行政庁との協議の進捗状況	可	畜産特例法による畜舎建設利用計画の申請中
申請地と一体的に事業に供する土地（非農地）の利用の見込みがある	—	
申請面積が事業の目的からみて適正であると認められる	可	
転用目的が土地の造成のみでない (宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性)	可	パドックハウスの建設

(2) 被害防除措置の妥当性

確認項目	可否	備考
土砂の流出又は崩壊等災害の発生させるおそれがない	—	
農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼさない	—	
集団的に存在する農地を蚕食又は分断するおそれがない	—	
周辺の農地における日照、通風等に支障を及ぼすおそれがない	—	
農道、ため池その他の農地の保全又は利用上必要な施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがない	—	

※ 必ず申請書に記載させ、妥当性の検討を行うこと。

(3) 一時転用

確認項目	可否	備考
事業終了後に確実に農地の復元がされること	—	
設定する権利が賃借権または使用貸借権であること	—	

(4) 市町村農業振興地域整備計画の変更手続き（該当する場合）

確認項目	決定(予定)公告日	備考
農振法の「市町村農業振興地域整備計画」の変更手続きの状況	—	
1ha以下の農業用施設を建設する場合の軽微な変更手続きの状況	令和5年10月	

3 添付書類

(1) 必須の添付書類

書 類 等	備 考	チェック欄
法人の登記事項証明書（法人の場合）	定款、寄付行為等に定められた目的、業務の確認	✓
定款又は寄付行為の写し（法人の場合）		✓
土地の登記事項証明書	全部事項証明書の原本（要約書は不可） <u>転用面積は原則土地登記簿の地積による</u>	✓
地番図	公図（地籍図）等	✓
位置図及び付近の状況を表示する図面（周囲を含めた現況地目図）	最新の図面であること 必要に応じ色塗り <u>「農地区分」が明確に判断できるもの</u>	✓
申請建築物又は施設の面積、位置及び施設間の距離を表示した図面	縮尺1/500～1/2,000程度	✓
これらの施設を使用するために必要な道路、用排水施設等の施設を表示した図面		✓
資力及び信用があることを証する書面	残高証明書、融資証明書等 必要に応じ過去の事業実績が確認できる書類	✓
所有権者、地上権者等の同意書	所有権以外の権限で申請の場合は所有者同意書 地上権等の権利者がいる場合はその者の同意書 賃貸借の場合は農地法第18条関係書面	— — —
他法令の許認可等の書面	都市計画法、森林法、砂利採取法等に係る関係書面の写し等	✓
土地改良区の意見書	土地改良区区域内の場合	—
水利権者、漁業権者等の同意等	取水・排水等で調整等を要する場合	—

(2) その他の添付書類

書 類 等	備 考	チェック欄
実測図等（一筆の一部を転用の場合）	所有権移転の場合は分筆後の申請を指導	✓
転用行為の妨げとなる権利者の同意書等	抵当権者等の同意書等	—
事業計画書		✓
転用面積の算定根拠		✓
被害防除計画		—
工事工程表		✓
土地利用計画図		✓
造成計画図（平面図、縦横断面図）		✓
取水・排水（雨水）等関係図面		—
農地以外の土地の利用関係書類	土地利用の契約又は同意書等の写し、関係機関等との協議経過書類	—
住民票	登記事項証明書と住所等が異なる場合	—
真正な権利者の証明 （戸籍謄本、遺産分割協議書写し、相続放棄書写し、相続系統図、印鑑証明又は同意書等）	相続未登記の場合	—
農地復元の関係書類 （砂利採取法等認可申請写し、埋戻土砂確保関係等書面（土量計算等）、関係図面（縦横断面図等）など）	一時転用の場合	—
農振整備計画に係る市町村の意見等	農用地区域内の一時転用の場合で、農振整備計画への支障がないことを確認	—
写真	現況写真、航空写真	—
その他	各法令に基づく許認可、告示等の写しなど	—

農業経営基盤強化促進基本構想の主な概要について

令和4年5月に農業経営基盤強化促進法等（以下、「法」という。）の一部を改正する法律が成立し、令和5年4月1日付けで施行されたことに伴い、北海道農業経営基盤強化促進基本方針（以下、「基本方針」という。）の一部改訂が令和5年4月3日付けで行われました。

これにより、市町村が定める農業経営基盤強化促進基本構想（以下、「基本構想」という。）は、法第6条3項に基づき、基本方針に即するとともに、地域との調和が保たれ、また、法施行令第2条に基づき、基本方針の期間につき定めるものとされていることから、道の基本方針の改訂内容を踏まえ、胆振農業改良普及センターとも協議しながら、本市の基本構想の改訂を行うものがあります。

第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

今回の法改正で新たに追加された、第4の「1 農業を担う者の確保及び育成の考え方」「2 本市が主体的に行う取組」「3 関係機関との連携・役割分担の考え方」「4 就農等希望者とのマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供」の項目を基本構想に追加しました。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項

今回の法改正で利用権設定等促進事業は廃止されていますので、改正前の第5の「1 利用権設定等促進事業に関する事項」は全て削除しています。

<見直し案作成から公告までの手順>

市町村が基本構想を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、農業者、農業に関する団体その他の関係者の意見を反映させるために、必要な措置を講ずるものとされており（法第6条第4項）、効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保、及びこれらの者への農地の利用集積の現状・課題等を踏まえ、現行の基本構想を評価・点検しつつ、農業者、農業協同組合等、地域の関係者からの意見等を反映することが望ましいとされています。

見直し案については、農業経営基盤強化法促進法施行規則第2条に基づき、農業委員会及び農業協同組合から、意見を聴くことが必要とされており、意見聴取後、市町村は見直し案を確定し、法第6条第5項に基づき、知事に対し、同意申請手続きを行います（法第6条第5項）。

見直し案は、各振興局の精査を受け、各振興局から道農業経営課に提出されます。必要に応じた協議・修正等の後、道から、北海道農業会議、北海道農業協同組合中央会及び北海道農業公社に送付され、各団体からの回答が、意見書として取りまとめられ、各振興局に通知されます。その意見を基に、振興局が基本構想を適当と認めた場合に、市町村に対して同意する旨が通知され、市町村は振興局の同意により、基本構想を決定、公告することができます。

苫小牧市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正に係る新旧対照表 (令和5年9月)

改正案	現 行	備 考
<p style="text-align: center;">農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 令和5年9月 苫小牧市</p> <p>目次</p> <p>第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標・・・・・・・・・・ 1</p> <p>1 苫小牧市農業の概況・・・・・・・・・・ 1</p> <p>2 苫小牧市農業の現状と課題・・・・・・・・・・ 1</p> <p>3 農業経営基盤の強化の促進に関する取組方向・・・・・・・・・・ 2</p> <p>4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標・・・・ 5</p> <p>第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標・・・・・・・・・・ 7</p> <p>第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標・・・・・・・・・・ 13</p> <p style="color: red;">第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項・・・・・・・・・・ 16</p> <p style="color: red;">1 農業を担う者の確保及び育成の考え方・・・・・・・・・・ 16</p> <p style="color: red;">2 本市が主体的に行う取組・・・・・・・・・・ 16</p> <p style="color: red;">3 関係機関との連携・役割分担の考え方・・・・・・・・・・ 17</p> <p style="color: red;">4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供・・・・・・・・・・ 18</p> <p>第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用関係の改善に関する事項・・・・・・・・・・ 19</p> <p>1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標・・・・・・・・・・ 19</p> <p>2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用関係の改善に関する事項・・・・・・・・・・ 19</p> <p>第6 農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項・・・・・・・・・・ 20</p> <p>1 利用権設定等促進事業に関する事項・・・・・・・・・・ 20</p> <p style="color: red;">1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項</p> <p>2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項・・・・・・・・・・ 25</p> <p>3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項・・・・・・・・・・ 30</p> <p>4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項・・・・・・・・・・ 30</p> <p>5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項・・・・・・・・・・ 31</p> <p style="color: red;">4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項・・・・・・・・ 32</p> <p>第6-5 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項・・・・・・・・ 33</p> <p>第7-6 その他・・・・・・・・ 33</p>	<p style="text-align: center;">農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 令和4年6月 苫小牧市</p> <p>目次</p> <p>第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標・・・・・・・・・・ 1</p> <p>1 苫小牧市農業の概況・・・・・・・・・・ 1</p> <p>2 苫小牧市農業の現状と課題・・・・・・・・・・ 1</p> <p>3 農業経営基盤の強化の促進に関する取組方向・・・・・・・・・・ 2</p> <p>4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標・・・・ 5</p> <p>第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標・・・・・・・・・・ 7</p> <p>第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標・・・・・・・・・・ 13</p> <p>第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項・・・・・・・・・・ 16</p> <p>1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標・・・・・・・・・・ 16</p> <p>2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項・・・・・・・・・・ 16</p> <p>第5 農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項・・・・・・・・・・ 17</p> <p>1 利用権設定等促進事業に関する事項・・・・・・・・・・ 17</p> <p>2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項・・・・・・・・・・ 25</p> <p>3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項・・・・・・・・・・ 30</p> <p>4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項・・・・・・・・・・ 30</p> <p>5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項・・・・・・・・・・ 31</p> <p>6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項・・・・・・・・・・ 32</p> <p>第6 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項・・・・・・・・・・ 33</p> <p>第7 その他・・・・・・・・ 33</p>	<p>赤字：追加・変更 取消線：削除</p> <p>基本要綱別紙2の第3</p> <p>基本要綱別紙2の第4</p> <p>基本要綱別紙2の第4</p>

<p>第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標</p> <p>3 農業経営基盤の強化の促進に関する取組方向</p> <p>(4) 効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保</p> <p>ア 認定農業者制度の活用</p> <p>効率的かつ安定的な農業経営の改善を促進するため、認定農業者制度を活用し、農業経営改善計画の作成指導や認定後の農業経営改善計画達成に向けた市町村や農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センターなど地域の関係機関・団体による指導・助言、女性や若い世代、高齢者の能力を生かすための夫婦・親子間の農業経営改善計画の共同申請を推進する。</p> <p>また、認定農業者等の担い手が主体性と創意工夫を発揮しながら経営発展できるよう、担い手への農用地の利用集積・集約化やICT*等の省力化技術の導入等の推進及び経営所得安定対策、低利融資制度など各種支援施策の導入・活用を支援する。</p> <p>※ICTは、Information and Communication Technology(情報通信技術)の略</p> <p>イ 農業経営の法人化の推進</p> <p>農業経営の法人化は、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保、地域の農地や優れた技術の円滑な継承など経営安定・発展の効果が期待されることから、税理士等の専門家や先進的な農業者による指導等を通じ、法人化のメリットや手続、財務・労務管理に関する情報やノウハウ等の普及啓発によって、農業経営の法人化を推進する。</p> <p>また、民間企業等の経営力や資本力を活かした地域の農業者・関係者との有機的な取組を推進する。</p> <p>このため、法人経営体数を令和5年度(2023年度)までに5万法人とする国の目標や、令和12年度(2030年度)における農業法人数を5,500経営体とする北海道農業経営基盤強化促進基本方針の目標などを踏まえ苫小牧市の令和12年度(2030年度)における農業法人数の目標を21経営体(令和3年1月現在:19経営体)とし、農業経営の法人化を推進する。</p> <p>(5) 農用地の利用集積と集約化</p> <p>「地域計画*」の策定及び「人・農地プラン*」により描かれた地域の将来像の実現に向けて、地域計画推進事業、利用権設定等促進事業、農用地利用改善事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。)の特例事業等の農地流動化施策を推進し、効率的かつ安定的な農業経営への計画的な農用地の利用集積・集約化を促進する。</p> <p>※人・農地プランは、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条に位置づけられている農業者等による話し合いに基づき、アンケートや地図を活用し、地域における農業において中心的な役割を果たす経営体(中心経営体)、当該地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村により公表されるもの。</p> <p>※地域計画は、これまでの人・農地プランを基礎として、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条の規定に基づき、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、市町村により公表されるもの。</p>	<p>第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標</p> <p>3 農業経営基盤の強化の促進に関する取組方向</p> <p>(4) 効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保</p> <p>ア 認定農業者制度の活用</p> <p>効率的かつ安定的な農業経営の改善を促進するため、認定農業者制度を活用し、農業経営改善計画の作成指導や認定後の農業経営改善計画達成に向けた市町村や農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センターなど地域の関係機関・団体による指導・助言、女性や若い世代、高齢者の能力を生かすための夫婦・親子間の農業経営改善計画の共同申請を推進する。</p> <p>また、認定農業者等の担い手が主体性と創意工夫を発揮しながら経営発展できるよう、担い手への農用地の利用集積・集約化やICT*等の省力化技術の導入等の推進及び経営所得安定対策、低利融資制度など各種支援施策の導入・活用を支援する。</p> <p>※ICTは、Information and Communication Technology(情報通信技術)の略</p> <p>イ 農業経営の法人化の推進</p> <p>農業経営の法人化は、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保、地域の農地や優れた技術の円滑な継承など経営安定・発展の効果が期待されることから、税理士等の専門家や先進的な農業者による指導等を通じ、法人化のメリットや手続、財務・労務管理に関する情報やノウハウ等の普及啓発によって、農業経営の法人化を推進する。</p> <p>このため、法人経営体数を令和5年度(2023年度)までに5万法人とする国の目標や、令和12年度(2030年度)における農業法人数を5,500経営体とする北海道農業経営基盤強化促進基本方針の目標などを踏まえ苫小牧市の令和12年度(2030年度)における農業法人数の目標を21経営体(令和3年1月現在:19経営体)とし、農業経営の法人化を推進する。</p> <p>(5) 農用地の利用集積と集約化</p> <p>「人・農地プラン*」により描かれた地域の将来像の実現に向けて、利用権設定等促進事業、農用地利用改善事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。)の特例事業等の農地流動化施策を推進し、効率的かつ安定的な農業経営への計画的な農用地の利用集積・集約化を促進する。</p> <p>※人・農地プランは、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条に位置づけられている農業者等による話し合いに基づき、アンケートや地図を活用し、地域における農業において中心的な役割を果たす経営体(中心経営体)、当該地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村により公表されるもの。</p>	<p>第1の1・2・3(1)～(3)は変更なしのため省略</p> <p>ウ以下は変更なしのため省略</p> <p>基本方針第1の2の(5)</p>
--	--	---

(6) 多様な農業経営の育成・確保

高収益作目やクリーン・有機農業の導入による農業経営の複合化や、農畜産物の加工や直接販売、ファームインといった6次産業化による多角化など、自らの創意工夫を活かした多様な農業経営の育成・確保を図る。

(7) 営農支援体制の整備

コントラクターなどの農作業受託組織や酪農ヘルパー組織、これらの営農支援組織の取組を効果的に調整する組織の育成・確保を推進するとともに、農作業受託組織等の安定的な運営に必要なオペレーター等を雇用のマッチング等により多様な人材確保と技術・技能の向上に向けた取組を推進する。また、豊富な経験や知識を有する高齢者による営農支援を促進するなど、効率的かつ安定的な農業経営を効果的に支える地域営農支援システムの整備を推進する。

生産性の向上や労働負担の軽減などを図るため、コントラクター、TMRセンター及び酪農ヘルパーなどの営農支援組織の育成や体制整備を推進し、共同作業体系の確立、オペレーターなどの雇用のマッチングに向けた取組を推進するなど、多様な人材の確保と円滑な運営を促進する。

4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

本市の新規就農者は近年数名の増が見られるが、地域農業の維持・拡大を図っていくため、担い手となる青年等を将来にわたって安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、本市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や北海道農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた、年間670人の新規就農者新規就農者の育成・確保目標を踏まえ、本市においては年間1人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を5年間で2増加させるものとする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

自ら農業経営を開始しようとする青年等（法人の場合にあつては主たる従事者）の経営開始5年後における所得水準及び労働時間は、本市又はその近隣の市町村において既に実現している優良な経営の事例を踏まえ、主たる従事者が、地域における他産業従事者と遜色のない年間労働時間（主たる従事者1人当たり2,000時間程度）及び他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（1経営体当たりの年間農業所得440万円程度）を目標とする。

ただし、このうち農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあつては、経営が安定するまで時間を要することから、経営開始5年後の所得水準は、主たる従事者1人当たりの年間農業所得220万円程度を目標とする。

(6) 多様な農業経営の育成・確保

高収益作目やクリーン・有機農業の導入による農業経営の複合化や、農畜産物の加工や直接販売、ファームインといった6次産業化による多角化など、自らの創意工夫を活かした多様な農業経営の育成・確保を図る。

(7) 営農支援体制の整備

コントラクターなどの農作業受託組織や酪農ヘルパー組織、これらの営農支援組織の取組を効果的に調整する組織の育成・確保を推進するとともに、農作業受託組織等の安定的な運営に必要なオペレーター等を雇用のマッチング等により多様な人材確保と技術・技能の向上に向けた取組を推進する。また、豊富な経験や知識を有する高齢者による営農支援を促進するなど、効率的かつ安定的な農業経営を効果的に支える地域営農支援システムの整備を推進する。

4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

本市の新規就農者は近年数名の増が見られるが、地域農業の維持・拡大を図っていくため、担い手となる青年等を将来にわたって安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、本市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や北海道農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた、年間670人の新規就農者新規就農者の育成・確保目標を踏まえ、本市においては年間1人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を5年間で2増加させるものとする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

自ら農業経営を開始しようとする青年等（法人の場合にあつては主たる従事者）の経営開始5年後における所得水準及び労働時間は、本市又はその近隣の市町村において既に実現している優良な経営の事例を踏まえ、主たる従事者が、地域における他産業従事者と遜色のない年間労働時間（主たる従事者1人当たり2,000時間程度）及び他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（1経営体当たりの年間農業所得440万円程度）を目標とする。

ただし、このうち農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあつては、経営が安定するまで時間を要することから、経営開始5年後の所得水準は、主たる従事者1人当たりの年間農業所得220万円程度を目標とする。

基本方針第1の2の(7)

<p>(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組 上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには雇用就農を含めた就農促進に向けた情報提供や相談活動に取り組むことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業改良普及センターや農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。</p> <p>(3) 地域ごとに推進する取組 就農した青年層が安定的な経営体へと成長し、意欲を持って営農できるよう、本市、農業委員会、農業協同組合、胆振農業改良普及センター等の関係機関が一体的に取り組むものとする。</p> <p>ア 植苗・美沢地区 本地区は、酪農・畑作を主体とした中規模個別経営が多いため、親元就農者の共同作業方式による、農業機械導入や優良後継牛の確保に向けた取組等に対し支援を行い、安定的な経営を行えるようにする。</p> <p>イ 樽前・錦岡地区 本地区は、酪農・畜産・施設園芸等、多様な個別経営が多いため、担い手への農地集積、青年就農者等の作業の共同化を支援する。また、地域の農村センターを活用した農業体験や都市住民との交流により、農業への関心を高め、新規就農者の増加を図る。</p> <p>第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標 第1の3の(2)に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市又は周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。</p> <p>第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方 (1) 本市農業の維持・発展に必要なとなる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、北海道農業経営・就農支援センター、胆振農業改良普及センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。 (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。 (3) 農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑</p>	<p>(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組 上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには雇用就農を含めた就農促進に向けた情報提供や相談活動に取り組むことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業改良普及センターや農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。</p> <p>(4) 地域ごとに推進する取組 就農した青年層が安定的な経営体へと成長し、意欲を持って営農できるよう、本市、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター等の関係機関が一体的に取り組むものとする。</p> <p>ア 植苗・美沢地区 本地区は、酪農・畑作を主体とした中規模個別経営が多いため、親元就農者の共同作業方式による、農業機械導入や優良後継牛の確保に向けた取組等に対し支援を行い、安定的な経営を行えるようにする。</p> <p>イ 樽前・錦岡地区 本地区は、酪農・畜産・施設園芸等、多様な個別経営が多いため、担い手への農地集積、青年就農者等の作業の共同化を支援する。また、地域の農村センターを活用した農業体験や都市住民との交流により、農業への関心を高め、新規就農者の増加を図る。</p> <p>第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標 第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市又は周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。</p>	<p>第4と趣旨が重複するため削除</p> <p>第2・第3は変更なしのため省略</p> <p>基本方針4 国基本要綱に準ずる</p>
---	--	--

期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

(4) 本市の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事ともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 本市が主体的に行う取組

- (1) 本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、胆振農業改良普及センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。
- (2) 就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。
- (3) 本市が主体となって、農業委員会、農業協同組合等の関係団体が連携し、業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築する。新規就農者等が地域内で孤立することがないように、必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。
- (4) 本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。
- (5) 本市が主体となって胆振農業改良普及センター、農業委員、農業協同組合等と連携・協力し、就農前後のフォローアップの状況等を共有しながら、巡回指導や面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。
- (6) 新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。
- (7) 青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年等就農資金、農業次世代人材投資資金、経営発展支援事業等の国の支援策や道の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

(1) 本市、農業委員会が主体となり、就農に向けた農地情報提供及び就農相談については公益財団法人北海道農業公社や農地中間管理機構など、就農後の営農指導等フォローアップについては胆振農業改良普及センター、農業協同組合など、各組織が役割分担と一体的な連携により、各種取組を進める。

ア 農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

イ 植苗・美沢地区及び樽前・錦岡地区では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

ウ 就農に向けた情報提供及び就農相談については担い手育成センター、技術や経営ノウハウについての習得については北海道立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては胆振農業改良普及センター、農業協同組合、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

- (1) 本市は農業協同組合と連携して、区域内における、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、北海道及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。
- (2) 農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、当市の区域内において後継者がいない場合は、北海道及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、北海道農業公社、当市農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。
- (3) 公益財団法人北海道農業公社や胆振農業改良普及センター、とまこまい広域農業協同組合などと連携しながら、市内での就農に向けた情報(就農地、空き家に関する情報等)の提供を行う。また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。
- (4) 生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標
その他農用地の効率的かつ総合的な利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標
本市農業の持続的な発展を図るため、第2に例示するような効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用（農作業受託面積を含む。）の集積に関する目標を、次のとおりとする。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	備 考
おおむね95%	

2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用の状況、営農活動の実態等の現状

本市の農業は、酪農・畜産を主体としており、経営農地は市東部の植苗・美沢地域と市西部の樽前・錦岡地域に大きく二分されている。

また農業者の平均年齢は60歳、後継者のいる農家は20%と高齢化傾向と後継者問題も深刻化しつつある。

こうした中、本市における認定農業者など地域の中心経営体への利用集積状況は、令和3年3月末現在で64%となっている。

(2) 市町村、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

(2) 農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に当たっては、農業生産にとって最も基礎的な資源である農用地を維持・確保するとともに、次世代へ引き継ぐことを基本としながら、利用権設定等促進事業、農用地利用改善事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構の特例事業など各種の農地流動化施策を積極的に推進する。

また、規模拡大に伴う労働力不足に対応するため、農作業受委託を促進するとともに、農業機械の作業効率、及び労働生産性のさらなる向上に向けた生産基盤の整備、及びそれに伴う換地または交換分合などの農地流動化施策も活用し、農用地の集約化を推進する。

(3) 担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリアや有機農業の団地化を図るエリア等の設定を促進するとともに、放牧利用や蜜源利用、省力栽培による保全等の取組を進める。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標
本市農業の持続的な発展を図るため、第2に例示するような効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用（農作業受託面積を含む。）の集積に関する目標を、次のとおりとする。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	備 考
おおむね95%	

2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用の状況、営農活動の実態等の現状

本市の農業は、酪農・畜産を主体としており、経営農地は市東部の植苗・美沢地域と市西部の樽前・錦岡地域に大きく二分されている。

また農業者の平均年齢は60歳、後継者のいる農家は20%と高齢化傾向と後継者問題も深刻化しつつある。

こうした中、本市における認定農業者など地域の中心経営体への利用集積状況は、令和3年3月末現在で64%となっている。

(2) 農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に当たっては、農業生産にとって最も基礎的な資源である農用地を維持・確保するとともに、次世代へ引き継ぐことを基本としながら、利用権設定等促進事業、農用地利用改善事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構の特例事業など各種の農地流動化施策を積極的に推進する。

また、規模拡大に伴う労働力不足に対応するため、農作業受委託を促進するとともに、農業機械の作業効率、及び労働生産性のさらなる向上に向けた生産基盤の整備及びそれに伴う換地または交換分合などの農地流動化施策も活用し、農用地の集約化を推進する。

基本方針第5

<p>第6 農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項</p> <p>本市は、北海道が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第6-5の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、本市農業の地域特性、即ち、酪農・畜産経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の進行などの特徴を十分踏まえて、農業経営基盤の強化の促進に関する計画である地域計画を定め、その実現に向けて農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を活用して農用地について担い手への集積・集約化を促進し、農用地の効率的かつ総合的な利用の推進を図る。</p> <p>以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。</p> <p>本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。</p> <p>① 利用権設定等促進事業</p> <p>② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業</p> <p>③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業</p> <p>④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業</p> <p>⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業</p> <p>これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。</p> <p>以下、各個別事業ごとに述べる。</p> <p>1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項</p> <p>(1) 協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、本市の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。</p> <p>(2) 参加者については、農業者、市町村、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。</p> <p>(3) 協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を本市農業委員会に設置する。</p> <p>(4) 農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。</p> <p>(5) 本市は、地域計画の策定に当たって、都道府県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。</p> <p>3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項</p> <p>(1) 農作業の受委託の促進</p>	<p>第5 農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項</p> <p>本市は、北海道が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、本市農業の地域特性、即ち、酪農・畜産経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。</p> <p>本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。</p> <p>① 利用権設定等促進事業</p> <p>② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業</p> <p>③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業</p> <p>④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業</p> <p>⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業</p> <p>これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。</p> <p>以下、各個別事業ごとに述べる。</p> <p>3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項</p> <p>(1) 農作業の受委託の促進</p>	<p>基本方針第6の1</p> <p>バンク事業の活用に関する事項を追加</p> <p>現行第5の1：削除 現行第5の2：変更なしのため省略</p>
--	---	--

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ① 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- ② 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ③ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- ④ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- ⑤ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- ⑥ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、その調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

(3) 地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本市は、農業生産基盤整備、生活環境整備その他関連事業の積極的な推進に努めるものとする。

- ① 本市は、農地中間管理事業を推進し、担い手への土地集積を進め、地域の土地資源活用を有効に活用した規模拡大を実現する総合的な整備を図る。
- ② 本市は、農業基盤整備事業、その他農業振興に関する助成事業については、農業経営基盤強化促進事業の実施を助長することとなるように努めるものとする。
- ③ 本市は、地域農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化促進事業の円滑な推進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本市は、農業委員会、**胆振**農業改良普及センター、農業協同組合、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1で掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ① 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- ② 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ③ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- ④ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- ⑤ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- ⑥ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、その調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本市は、農業生産基盤整備、生活環境整備その他関連事業の積極的な推進に努めるものとする。

- ① 本市は、農地中間管理事業を推進し、担い手への土地集積を進め、地域の土地資源活用を有効に活用した規模拡大を実現する総合的な整備を図る。
- ② 本市は、農業基盤整備事業、その他農業振興に関する助成事業については、農業経営基盤強化促進事業の実施を助長することとなるように努めるものとする。
- ③ 本市は、地域農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化促進事業の円滑な推進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本市は、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1で掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の

現行4・5は削除のため省略

<p>つ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。</p> <p>② 農業委員会等の協力 農業委員会、農業協同組合は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本市は、このような協力の推進に配慮する。</p> <p>第5 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項</p> <p>(1) 本市は、北海道一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。</p> <p>(2) 本市、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。</p> <p>第7 その他 この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。</p> <p>附則</p> <p>1 この基本構想は、平成22年4月22日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>1 この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>1 この基本構想は、平成29年8月8日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>1 この基本構想は、令和4年6月1日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>1 この基本構想は、令和5年 月 日から施行する。</p> <p>2 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）において、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法の適用を受けるとされた規定に関するこの基本構想の適用については、なお従前の例によるものとする。</p>	<p>育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。</p> <p>② 農業委員会等の協力 農業委員会、農業協同組合は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本市は、このような協力の推進に配慮する。</p> <p>第6 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項</p> <p>(1) 本市は、北海道一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。</p> <p>(2) 本市、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。</p> <p>第7 その他 この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。</p> <p>附則</p> <p>1 この基本構想は、平成22年4月22日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>1 この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>1 この基本構想は、平成29年8月8日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>1 この基本構想は、令和4年6月1日から施行する。</p> <p>附則</p>	<p>別紙1・2は削除のため省略</p>
---	---	----------------------

